

各 位

上場会社名株式会社クイック

代表者 代表取締役社長 和納 勉

(コード番号:4318 東証第一部)

問合せ先責任者 取締役執行役員管理本部長兼経理部長

平田 安彦

(TEL: 06-6366-0919)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を、2019年6月20日開催予定の第39回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 15 条および第 23 条に 定める株主総会および取締役会の招集権者および議長を取締役社長から代表取締役に変更す るものであります。
- (2)経営体制の一層の強化と充実を図るため、現行定款第22条第2項に役付取締役として、新たに取締役副会長を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第 15 条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集	第 15 条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> がこれを招集
し、議長となる。	し、議長となる。
2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締	2. 代表取締役に事故があるときは、取締
役会においてあらかじめ定めた順序	役会においてあらかじめ定めた順序
に従い、他の取締役が株主総会を招集	に従い、他の取締役が株主総会を招集
し、議長となる。	し、議長となる。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取 締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって取締役 会長、取締役社長各1名、取締役副社 長、専務取締役、常務取締役各若干名 を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、 議長となる。
 - 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

変 更 案

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取 締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって取締役 会長、<u>取締役副会長、</u>取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務 取締役各若干名を定めることができ る。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、 議長となる。
 - 2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 2019年6月20日 (木曜日) 2019年6月20日 (木曜日)

以上